

令和4年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 令和4年10月より「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設
- 生活支援型予防通所サービス事業の基本報酬の改定

第2 改定内容

1 第一号訪問事業

(1) 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当事業） 【サービスコードA2】

ア 基本報酬

改定なし

イ 加算等

(ア) 介護職員等ベースアップ等支援加算（創設）

介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×24/1000

(イ) その他の加算等

改定なし

(2) 訪問型サービスB（まごころ訪問事業）

改定なし

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコード：A6】

ア 基本報酬

改定なし

イ 加算等

(ア) 介護職員等ベースアップ等支援加算（創設）

介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×11/1000

(イ) その他の加算等

改定なし

(2) 通所型サービス（共生型旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコード：A6】

通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）と同様の改定

(3) 生活支援型予防通所サービス事業 【サービスコード：A7】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和4年 ～9月	令和4年 10月～
生活支援型予防通所サービス1 (4時間未満)	1001等	1回につき	329	332
生活支援型予防通所サービス2 (4時間以上)	1003等	1回につき	342	345

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算等

改定なし

3 介護予防ケアマネジメント

改定なし